

(1) 条例第 15 条第 1 項第 1 号に規定する工事請負に係る単価（1 時間当たり）

令和 3 年 2 月 19 日付けで国土交通省が発表した「令和 3 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」（東京都）の 9 割をもって 48 職種の単価とする。

単位：円

No.	職 種	最低額	No.	職 種	最低額
1	特殊作業員	2,779	25	土木一般世話役	2,869
2	普通作業員	2,430	26	高級船員	3,432
3	軽作業員	1,755	27	普通船員	2,712
4	造園工	2,430	28	潜水士	4,658
5	のり面工	3,049	29	潜水連絡員	3,285
6	とび工	3,139	30	潜水送気員	3,207
7	石工	3,072	31	山林砂防工	3,027
8	ブロック工	2,847	32	軌道工	5,254
9	電工	2,892	33	型わく工	2,959
10	鉄筋工	3,105	34	大工	2,880
11	鉄骨工	2,892	35	左官	3,117
12	塗装工	3,285	36	配管工	2,644
13	溶接工	3,522	37	はつり工	2,824
14	特殊運転手	2,768	38	防水工	3,364
15	一般運転手	2,284	39	板金工	3,218
16	潜かん工	3,420	40	サッシ工	2,892
17	潜かん世話役	4,028	41	内装工	3,150
18	さく岩工	3,477	42	ガラス工	2,892
19	トンネル特殊工	3,308	43	建具工	(※) 2,743
20	トンネル作業員	2,790	44	ダクト工	2,577
21	トンネル世話役	3,780	45	保温工	2,554
22	橋りょう特殊工	3,420	46	設備機械工	2,588
23	橋りょう塗装工	3,510	47	交通誘導員 A	1,755
24	橋りょう世話役	4,005	48	交通誘導員 B	1,564

※令和 3 年 3 月適用の設計労務単価に東京都の設定がないため、令和 3 年 3 月適用の関東の平均値を用いて算出した。

(2) 条例第 15 条第 1 項第 2 号（業務委託）及び第 3 号（指定管理）に係る単価
（1 時間当たり）

規則第 7 条 （適用する公共調達）	賃金構造基本 統計調査上の 産業	主たる業務内容	最 低 額(円)
施設の設備若しくは 機器の運転又はそれら の管理に関する契約	製造業	設備の保守点検	1,047
	サービス業	施設・設備の管理（運転等）	1,036
施設の管理（受付等（電話交換・ 自転車駐車場管理含む））			
施設の清掃			
施設の清掃に関する 契約			
資源物等の収集及び 運搬に関する契約		ごみ収集・運搬	